

情報通信技術を利用する方法による国の歳入等の納付に関する法律案 参照条文 目次

○ 情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第百五十一号）（抄）	1
○ 電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）（抄）	1
○ 特定機器に係る適合性評価手続の結果の外国との相互承認の実施に関する法律（平成十三年法律第百十一号）（抄）	2
○ 特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）（抄）	3
○ 復興庁設置法（平成二十三年法律第百二十五号）（抄）	3

○情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第五十一号）（抄）

（電子情報処理組織による申請等）

第六条 申請等のうち当該申請等に関する他の法令の規定において書面等により行うことその他のその方法が規定されているものについては、当該法令の規定にかかわらず、主務省令で定めるところにより、主務省令で定める電子情報処理組織（行政機関等の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）とその手続等の相手方の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。次章を除き、以下同じ。）を使用する方法により行うことができる。

2（略）

5 申請等のうち当該申請等に関する他の法令の規定において収入印紙をもつてすることその他の手数料の納付の方法が規定されているものを第一項の電子情報処理組織を使用する方法により行う場合には、当該手数料の納付については、当該法令の規定にかかわらず、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法であつて主務省令で定めるものをもつてすることができる。

6（略）

○電波法（昭和二十五年法律第三十一号）（抄）

（財務諸表等の備付け及び閲覧等）

第三十八条の十一 登録証明機関は、毎事業年度経過後三月以内に、その事業年度の財産目録、貸借対照表及び損益計算書又は収支計算書並びに事業報告書（その作成に代えて電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この条及び第三十三條の二第三十七項において同じ。）の作成がされている場合における当該電磁的記録を含む。次項及び第十六條第二十号において「財務諸表等」という。）を作成し、五年間事務所に備えて置かなければならない。

2（略）

（電波利用料の徴収等）

第二百三條の二（略）

24（略）

25 電波利用料を納付しようとする者は、その電波利用料の額が総務省令で定める金額以下である場合には、納付受託者（第二十七項に規定する納付受託者をいう。次項において同じ。）に納付を委託することができる。

26 電波利用料を納付しようとする者が、納付受託者に納付しようとする電波利用料の額に相当する金銭を交付したときは、当該交付した日に当該電波利用料の納付があつたものとみなして、延滞金に関する規定を適用する。

27 電波利用料の納付に関する事務（以下この項及び第三十五項において「納付事務」という。）を適正かつ確実に実施することができる

と認められる者であり、かつ、政令で定める要件に該当する者として総務大臣が指定するもの（次項から第三十七項までにおいて「納付受託者」という。）は、電波利用料を納付しようとする者の委託を受けて、納付事務を行うことができる。

28 総務大臣は、前項の規定による指定をしたときは、納付受託者の名称、住所又は事務所の所在地その他総務省令で定める事項を公示し

なければならぬ。

29 納付受託者は、その名称、住所又は事務所の所在地を変更しようとするときは、あらかじめ、その旨を総務大臣に届け出なければならぬ。

3130 総務大臣は、前項の規定による届出があつたときは、当該届出に係る事項を公示しなければならない。

32 納付受託者は、第二十五項の規定により電波利用料を納付しようとする者の委託に基づき当該電波利用料の額に相当する金銭の交付を

納付受託者は、第二十五項の規定により電波利用料を納付しようとする者の委託に基づき当該電波利用料の額に相当する金銭の交付を

受けたときは、遅滞なく、総務省令で定めるところにより電波利用料を納付しようとする者の委託に基づき当該電波利用料の額に相当する金銭の交付を

納付受託者が第三十一項の電波利用料を同項の総務省令で定める日までに完納しないときは、総務大臣は、国税の保証人に関する徴収

税付受託者が第三十一項の電波利用料を同項の総務省令で定める日までに完納しないときは、総務大臣は、国税の保証人に関する徴収

税付受託者が第三十一項の電波利用料を同項の総務省令で定める日までに完納しないときは、総務大臣は、国税の保証人に関する徴収

の例によりその電波利用料を納付受託者から徴収する。
 34 総務大臣は、第三十一項の規定により納付受託者が納付すべき電波利用料については、当該納付受託者に対して国税滞納処分の例による処分をしてもお徴収すべき残余がある場合でなければ、その残余の額について当該電波利用料に係る第二十五項の規定による委託をした者から徴収することができない。
 35 納付受託者は、総務省令で定めるところにより、帳簿を備え付け、これに納付事務に関する事項を記載し、及びこれを保存しなければならない。
 36 総務大臣は、第二十七項から前項までの規定を施行するため必要があるときは、その必要限度で、総務省令で定めるところにより、納付受託者に対し、報告をさせることができる。
 37 総務大臣は、第二十七項から前項までの規定を施行するため必要があるときは、その必要限度で、その職員に、納付受託者の事務所に立ち入り、納付受託者の帳簿書類（その作成又は保存に代えて電磁的記録の作成又は保存がされている場合における当該電磁的記録を含む。）その他必要な物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。
 38 前項の規定により立入検査を行う職員は、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。
 4039 第三十七項に規定する権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。
 一 総務大臣は、第二十七項の規定による指定を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、その指定を取り消すことができる。
 二 第二十七項に規定する指定の要件に該当しなくなつたとき。
 三 第三十五項の規定に違反して、帳簿を備え付けず、帳簿に記載せず、若しくは帳簿に虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかつたとき。
 四 第三十七項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をしたとき。
 434241 総務大臣は、前項の規定により指定を取り消したときは、その旨を公示しなければならない。
 44 総務大臣は、電波利用料を納めない者があるときは、督促状によつて、期限を指定して督促しなければならない。
 45 総務大臣は、前項の規定による督促を受けた者がその指定の期限までにその督促に係る電波利用料及び次項の規定による延滞金を納めないときは、国税滞納処分の例により、これを処分する。この場合における電波利用料及び延滞金の先取特権の順位は、国税及び地方税に次ぐものとする。
 第三十四條 前條の規定の適用がある場合における電波法第四條（第二号及び第三号に係る部分に限る。）、第十五條、第二十七條の二、第二十七條の十八第一項、第三十八條の七第三項及び第四項、第三十八條の二十第二項、第三十八條の二十一第三項、第三十八條の二十九第二項、第三十八條の二十三第二項、第三十八條の第三十第四項、第三十八條の三十一第三項、第三十八條の三十一第四項、第三十八條の三十一第四項の適用については、第九十九條の二並びに第三十條の二第二項、第三十八條の三十一第四項から第四十五項までの規定（これらの規定に係る罰則を含む。）の適用については、同法第四條第二号中「第三十八條の三十一第四項において準用する場合」とあるのは「第三十八條の三十一第四項において準用する場合」という。第三十三條第一項の規定により読み替えて適用される場合」と、「第三十八條の三十一第六項において準用する場合」とあるのは「第三十八條の三十一第六項において準用する場合」とする。

